

平成30年5月16日

認可保育所開設のご提案を募集します

1 趣旨

中央区では、待機児童解消のため、私立認可保育所を平成29年度に8カ所、平成30年4月に3カ所開設しました。

しかし、出生数や保育ニーズが増加しているため、引き続き開設の支援を行い、私立認可保育所の整備を進めていきます。

現在、平成31年4月1日開設等のご提案を募集しておりますので、開設のご提案をお待ちしております。年度途中開設の場合も協議に応じますので、ご相談ください。

2 募集対象地域

全地域で募集しておりますので、提案物件がありましたら、まずはご相談ください。

なお、中でも特に重点を置いて募集をしている地域は以下のとおりです。

【重点地域】

- ・佃一丁目～三丁目
- ・月島一丁目～四丁目
- ・勝どき一丁目～六丁目
- ・晴海一丁目～四丁目

3 募集条件

- (1) 別添「認可保育所整備の手引」に定める建物、設備の基準に適合(※)する物件(改修により適合できる場合を含む。)で、既に建物や土地の所有者と話をしており、当該物件の賃借を行うことが可能であること。

※特に「2方向避難経路の確保」、「新耐震基準又は耐震補強済み」及び「当該物件に係る検査済証等の必要書類」については必ずご確認願います。

- (2) 定員は60名以上が望ましいですが、別途協議に応じます。

※60名未満の定員でも、定員を60名以上とすることが困難であり、継続した保育需要が見込まれる等の要件を満たす場合は、開設を認めることがありますので、ご相談ください。

- (3) 開設時期は毎年度4月1日が望ましいですが、別途協議に応じます。

※年度途中開設の場合は、保育士を始めとした職員確保が難しいと考えられるため、職員確保策について、より具体的なお提案をお願いすることがあります。

4 募集方法

(1) 予約

ご提案いただく場合は、保育事業者（※）から保育計画課保育施設整備担当へお電話（03-3546-5739）でご予約ください。

※保育事業者の要件

- ・認可保育所又は東京都認証保育所の運営実績が1年以上ある保育事業者とします。
- ・既存施設の視察を行う必要があるため、東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県内での運営実績が望ましいです。
- ・上記の要件に該当しない場合であっても、ご提案の物件が特に優良の場合は別途協議に応じます。

(2) ご提案内容の確認

予約いただいた日時に中央区役所6階保育計画課へお越し願います。ご持参いただくものは次のとおりです。

- ・建物の図面（面積や非常口の位置が分かるもの）
- ・建物の竣工年月、建物賃借料が分かる書類
- ・会社案内等法人の概要書（本区で既に認可保育所及び認証保育所を開設している法人は不要）

※開設が見込めると判断した物件については、内覧させていただきます。

(3) 決定後の流れ

ご提案の物件で認可保育所を開設すると決定した場合は、東京都への認可手続きに向け、保育所図面等をご提出いただきます。詳細は、決定した場合にお知らせいたします。

5 その他

(1) 開設に係る経費の補助は、別添「認可保育所整備の手引」をご参照ください。

(2) 30坪前後の面積の場合は、所在階が1階又は2階以上で階段が2つあって、建築基準法や新耐震基準を満たす物件であれば、定員19名以下の小規模保育事業所として開設できる可能性がありますので、ご相談ください。3歳児以降の受け皿の確保が見込める場合に検討させていただきます。ただし、補助については認可保育所と異なります。